

(悪臭原因物質の排出を規制する地域の指定)

- 1 法第3条に規定する事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域(以下「規制地域」という。)は、日進市全域とし、その指定する地域(以下「指定地域」という。)は、次のとおりとする。

規制地域の区分	指定地域
第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
第3種地域	工業地域

備考 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいい、用途地域の定められていない地域とは、同法第5条第1項、第2項及び第4項の規定により指定された地域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

(臭気指数の規制基準)

- 2 法第4条の規定に基づく規制基準は次のとおりとする。

(1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

(2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における規制基準

2(1)の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。)第6条の2に定める方法により算出した値

(3) 法第4条第2項第3号に規定する排出水中における規制基準

2(1)の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した値